

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2019 年 10 月 3 日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 直接投資口座 に関する新法令 Circular 06/2019/TT-NHNN

▼ I-GLOCAL からのお知らせ

>>> ビジネスサポート契約の紹介動画に関して

■—法令情報—

【その他】「直接投資口座に関する新法令 Circular 06/2019/TT-NHNN」

ベトナム国家銀行は、直接投資に関わる外貨管理規定 Circular No.06/2019/TT-NHNN 号（以下「新通達」）を発表した。本新通達は 2019 年 9 月 6 日に発効し、旧規定 Circular No. 19/2014/TT-NHNN（以下「旧通達」）は失効した。新通達の大きな変更点の一つである直接投資口座（DICA）の規定について以下説明したい。

旧通達では、資本金の払込、配当送金、借入返済等を行うために、下記の通りベトナムで投資口座を開設しなければならない。

- ・直接投資口座 DICA（直接投資の場合）※現地法人名義
- ・間接投資口座 IICA（間接投資の場合）※外国投資家名義

ここで判断基準になるのは「直接投資」か「間接投資」かのどちらかであるが、旧通達では、外国投資家が出資先のベトナム企業の「経営管理に関わるかどうか」により決まる。しかし、この「経営管理に関わるかどうか」も詳細なガイドラインがなかったため、一部の場合において DICA 開設判断基準も不明確であった。

実務上は、DICA 開設可否は投資登録証明書（IRC）の有無で判断されたため、外国投資家が新規に設立した現地法人（独資、合弁かつ合弁の外資比率に関係なく）は必ず IRC 取得が必要なので、問題なく DICA を開設できる。

しかし、完全ローカル資本企業に出資（資本参加）する場合、現行投資法では外国資本を受け入れた後は ERC 修正のみでよく新規 IRC 取得する必要がないため、実務上地域によって

はこの IRC 取得が難しいこともあり、DICA をスムーズに開設できない事例もあった。

上記資本参加の場合の問題を解決するために、新通達は DICA 開設条件を明確に規定した。外国投資家の資本参加によって外国資本が 51% 以上になった企業は「外国直接投資企業」と定義され DICA を開設しなければならず、更に譲渡金もこの DICA を経由し決済することになった。

また、逆に外国人投資家がベトナム投資家に資本譲渡し外国資本が 51% 未満になった場合、DICA を閉鎖しなければならないことも規定された。

上記規定により、「経営管理に関わるかどうか」という曖昧な基準がなくなり、DICA 開設判断基準が明確になったため、外国投資家の資本参加により IRC がなくても、今後 DICA の開設がスムーズになると考えられる。

ただし、上記変更により、実務上、一部の懸念点が新たに発生する可能性がある。

- 1) 「直接投資」の定義が明確になったが、そもそもこの「直接投資」の概念は現行投資法で定義がなくなったものであり、投資法との整合性が欠けること。
- 2) 外国資本比率の変更があった場合 ((51% 未満になった場合)、DICA を閉鎖しなければならないので、手続きが煩雑になること。
- 3) 配当送金や借入返済送金といった外国送金の際に、資本口座の変動についての説明が求められる可能性もあり、その対応も複雑になり得ること。

新通達の発行後間もなく発効したため、実際の運用では不具合が発生する可能性もあると考える。

特に、新旧通達の有効期間を跨った M&A 案件は手続きの前提条件が変わる可能性もあるので、実施前に取引銀行等に詳細手続きを必ず確認されたい。

■ I-GLOCAL からのお知らせ ■

I-GLOCAL ではサービス紹介、コンプライアンスに関する動画を配信しています。



【ビジネスサポート契約】

I-GLOCAL で提供しているビジネスサポート契約の紹介動画を制作致しました。

サポート契約を受けるか検討されている皆様、
契約中だけど、何が出来るか分からなくなってしまった皆様。
ぜひ動画にてサービス詳細をご確認頂き、日々の業務にご活用ください。

☆ 動画を見る ☆

<https://youtu.be/DsRNwKRj0IY>

・ 個人所得税申告代行サービス

<https://youtu.be/lfO2PA8eDt4>

・ 不正防止、コンプライアンス

<https://youtu.be/EfZp--Xo2xM>

【書籍「見えない資産」経営にて I-GLOCAL が紹介されました！】

http://www.i-glocal.com/special_book/

インドシナ（ベトナム・カンボジア）への企業進出・会計・税務・
人事労務・監査業務のご相談は I-GLOCAL へ。

◎ニュースレター、その他サービスに関するお問い合わせ

info@i-glocal.com

ベトナム/ホーチミン事務所

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City,
Vietnam

電話： +84-28-3827 8096

FAX : +84-28-3827 8097

ベトナム/ハノイ事務所

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower,
241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam

電話 : +84-24-2220 0334

Fax : +84-24-2220 0335

ベトナム/ビンズン事務所

G Floor, Sora Garden, Lot C.18, Hung Vuong Blvd, Hoa Phu Ward, Thu Dau Mot City, Binh
Duong, Vietnam

電話 : +84-274-222-1452

Fax : +84-274-222-1453

カンボジア/プノンペン事務所

13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blve (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit,
Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

電話 : +855-23-964-405

Fax : +855-23 726 214

東京事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座 1丁目 18番 2号 辰ビル 7F

TEL : +81-3-6673-4850

FAX : +81-3-6263-0888

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
